

武蔵野芸能劇場ほか 2 施設指定管理者
審査基準

令和 6 年 4 月

武蔵野市

目次

第1	審査の概要	1
1	審査基準の位置付け	1
2	審査体制	1
第2	指定管理者の選定までの手順	2
1	審査の手順	2
2	申請資格の審査	2
3	申請書類の確認	3
4	提案内容の審査	3
第3	提案内容の審査に関する事項	4
1	審査項目	4
2	得点化方法	6

第1 審査の概要

1 審査基準の位置付け

この審査基準（以下「審査基準」という。）は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野野芸能劇場外2施設の指定管理者を選定するにあたって、本公募に申請する者（以下「申請者」という。）に告知する募集要項と一体のものである。

審査基準は、指定管理者を選定するにあたって、申請者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、申請者の提案に具体的な指針を与えるものである。

2 審査体制

申請者から提出された提案書については、有識者及び本市の職員で構成される「武蔵野市指定管理者候補審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、その結果を踏まえて、市が指定管理者を選定する。

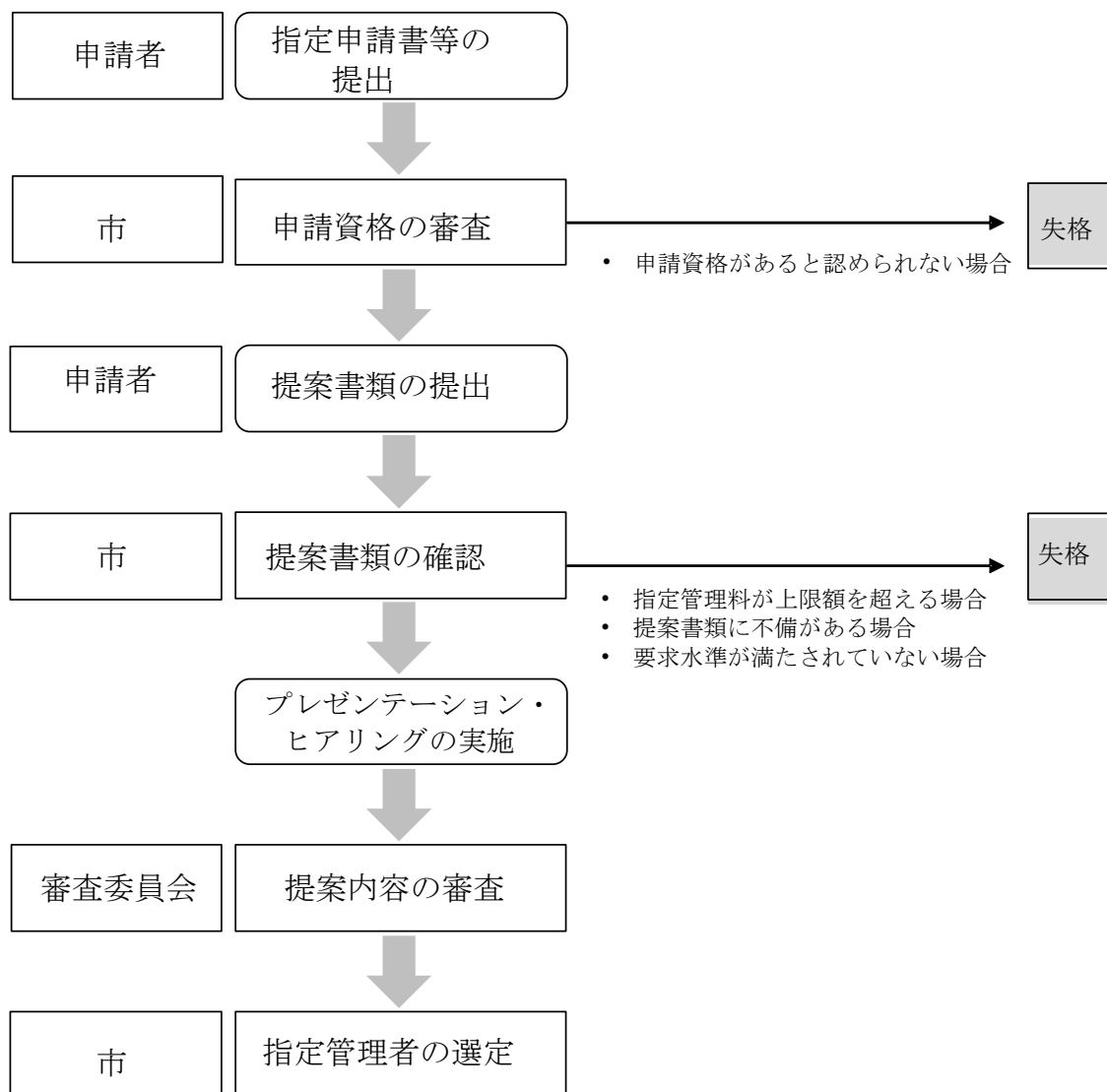
市が設置した審査委員会は、次の6名の委員により組織される。

氏名	所属・役職
川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授
高宮 知数	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科講師 東日本国際大学地域振興戦略研究所客員教授
鬼木 和浩	日本文化政策学会理事 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課長（主任調査員）
鵜川 正樹	公認会計士
小野田 朋恵	弁護士
毛利 悦子	武蔵野市 市民部 市民活動担当部長

第2 指定管理者の選定までの手順

1 審査の手順

指定管理者の選定は、次の手順で実施する。なお、図中左側の囲みの「市」又は「審査委員会」は、手続の実施者を示すものである。



2 申請資格の審査

市は、申請書類から、募集要項第3 1(2)に記載した申請者が備えるべき申請資格要件について確認し、その確認の結果を各申請者に対して通知する。

申請者が備えるべき申請資格要件を満たしていないと確認した場合は、失格とする。

3 申請書類の確認

市は、申請者が提案する指定管理料（総額）が募集要項第2-1に記載した上限額を超えていないことを確認する。申請者が提案する指定管理料（総額）が上限額を超える場合は、失格とする。

その上で、市は、申請者に求めた申請書類が全てそろっていること、指定した様式に必要な事項が記載されていること、提案書類のページ数が指定したページ数制限を超えていないこと等、書類に不備がないことを確認する。また、市は、申請者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、要求水準を満たしていることを確認する。書類に不備がある場合又は要求水準が満たされていない場合は、失格とすることがある。

4 提案内容の審査

審査委員会は、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングの実施を経た上で、提案書に記載された提案内容について、第3-1の審査項目に沿って総合的に審査する。

審査委員会は、各申請者の提案内容を、第3-2の得点化方法に従って、それぞれ得点化し、合計点が最も高い提案を、最優秀提案として選定する。

なお、総合点の合計が最も高い同点の提案が2以上ある場合は、当該提案をした者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

第3 提案内容の審査に関する事項

1 審査項目

審査項目の詳細は以下のとおりとする。

審査項目		審査の視点	配点
(1) 施設 効用の最 大化 (132)	①設置目的等 の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的やビジョン等に合致した理念・管理運営の基本方針を持っているか。 ・設置目的やビジョン等を効果的・効率的に達成できる事業計画が提案されているか。 	16
	②3施設の一 体的な管理運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設を一体的に管理運営することによる相乗効果や効率的な管理運営を実現できる計画か。 	16
	③利用促進に 資する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、施設効用を最大限発揮できる効果的なもので実現可能性は高いか。 ・開館日数の増加や施設（主に会議室）の利用率の向上等、利用者数の増加に資する取組が具体的に提案されているか。 	24
	④利用者の満 足度及び利便 性向上に資す る方策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の丁寧な接遇対応や使いやすい予約システムなど、利用者の満足度を高める取組が具体的に提案されているか。 ・利用者のニーズを把握し、運営に反映させる仕組みを構築しているか。 ・利用者が意見や苦情を述べやすい環境、それらに適切に対応する仕組みを構築しているか。 ・市民や利用者が情報を得やすいよう、情報提供方法を工夫しているか。 	20
	⑤芸術文化事 業への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代が文化体験の機会を享受できる事業が具体的に企画されており、実現可能性は高いか。 	24
	⑥市の政策及 び地域との連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策、方針（文化振興基本方針等）及び取組と連携を図れる仕組みを構築しているか。 ・地域との連携・協働、地域貢献につながる取組が具体的に提案されているか。 	20
	⑦自主事業等 への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上や利用者数の増加に資する、自主事業が具体的に提案されているか。 ・その他、加点すべき提案内容があるか。 	12

審査項目		審査の視点	配点
(2) 効率的な経費執行 (40)	①指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な指定管理料といえるか、下記計算式で採点を実施する。 (最低提案額/提案額) × 配点 	20
	②経費節減への取組及び適正な収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減に対する具体的かつ効果的な取組が提案されているか。 ・収支計画に妥当性・実現可能性があるか。 ・施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。 	20
(3) 安定的・確実な業務の履行 (28)	①類似施設の管理運営実績・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の管理運営実績に裏付けされた形で体制が構築されており、ノウハウを活かした管理運営が期待できるか。 ・管理運営に必要な専門性を有しているか。 	10
	②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウを有する職員を適正に配置しており、業務ごとの責任体制が明確か。 ・市と円滑な連絡・十分な連携・意思疎通ができ、指示系統が明確であるなど、業務を滞りなく進めるための体制が構築されているか。 ・職員によってサービス水準に格差が生じないように、マニュアルの作成や研修を行っているか。 ・現在の職員の継続雇用について配慮しているか。 ・事件、事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制（対応方針やマニュアル等の整備、防災訓練の実施等）は適切か。 ・建物・設備・備品の保守点検等の計画、確認・検収の体制を整備しているか。 	14
	③安定的な経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な管理運営が実施可能な経営体制、経営体力を有しているか。 ・透明性の高い経営・適切な情報開示がされているか。 	4

2 得点化方法

指定管理料の提案以外に関する審査項目の審査では、それぞれの審査項目について、次に示す4段階評価により採点する。

判断基準	評価	得点化方法
当該審査項目について、特に優れている。	A	配点×1.0
当該審査項目について、優れている。	B	配点×0.75
当該審査項目について、やや優れている。	C	配点×0.5
当該審査項目について、優れているとは認められない。	D	配点×0.25